

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様の権利を守り、企業価値の増大に努めるとともに、経営の健全性、透明性を目指した情報の開示ならびに取締役会、監査等委員会などによる経営監視体制を強化し、お客様、お取引先、社員、その他のステークホルダーとの共存と共栄をはかる体制を整えることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	18,096,789	33.01
株式会社みずほ銀行	2,071,399	3.77
武藤 栄次	1,580,586	2.88
三井住友信託銀行株式会社	1,457,000	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,196,000	2.18
堀 啓一	591,000	1.07
武藤 郁子	388,603	0.70
MUTOHホールディングス協力企業持株会	297,958	0.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	290,000	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	287,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鴨居 和之	他の会社の出身者											○
飛田 博	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴨居 和之	○	○	——	鴨居和之氏は、企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言・監査をしていただけるものと考えております。 当社と鴨居和之氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
飛田 博	○	○	飛田博氏は、2010年まで当社の顧問弁護士事務所である西村あさひ法律事務所の弁護士でありました。当社は、西村あさひ法律事務所との間に顧問契約を締結しております。	飛田博氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・豊かな経験に基づき、客観的かつ高度な視野から当社の企業活動に助言・監査をしていただけるものと考えております。 同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示適重要件に該当しておらず、一般株

				主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

補助すべき事由が生じていないため、現時点において不要と判断しております。
今後の経過を見ながら、必要に応じて検討を続けてまいります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員は、会計監査人から「監査計画」を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見の交換をしております。監査等委員は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会っており、監査の実施過程について会計監査人から随時報告を受けております。

監査等委員は、監査終了時に会計監査人から「監査概要報告書」を受領し、監査の概要および監査の結果について説明を受けております。

監査等委員は、内部監査室から内部監査計画、内部監査の実施状況および年間活動報告等について適宜説明を受けております。

監査等委員、会計監査人、および内部監査室は、情報交換を行う会議、打合せを行い、必要に応じて意見の交換を行っており、相互に連携を保ちつつ、監査の質の向上と効率化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	3	4	0	0	0	社内取締役

補足説明	更新
------	----

株主総会の決議による取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額の範囲で、その支給額、支払額等を取締役会の決議に委任しており、取締役会は、当該事項を報酬委員会に一任する決議をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	2名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

--

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員である取締役を除く。)へのインセンティブ付与としては、年間報酬額の範囲で役員賞与を支給することとしており、現在はそれ以外のインセンティブ付与の予定はございません。
また、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は44百万円であります。
なお、平成27年6月26日の定時株主総会で監査等委員設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、年額2億16百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額36百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の職務を補助すべき専任の社員は置いておりませんが、取締役会その他重要な会議に出席する場合の連絡は、管理統括本部が事前に資料を作成、整理し送付を行っており、必要に応じて事前または事後の説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 意思決定、業務執行および監督の状況

当社は、グループ経営の迅速な意思決定ならびに経営戦略を効率的かつ機動的に展開するため、持株会社体制によるグループ経営の健全性、透明性を目指した情報の開示ならびに経営監視体制の強化を行っております。また、法的リスクについては弁護士と顧問契約を締結しており、重要な法務課題や契約書締結については随時助言を求めて、的確な対応に努めております。
経営の意思決定につきましては、取締役計11名で構成する取締役会(原則月一回および必要に応じて随時開催)に加え、経営会議にて行っております。経営会議は、取締役のほかテーマに関連するグループ企業責任者並びに役職者等によって必要に応じ適時開催しております。また当社では、経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役(監査等委員を除く)の任期を1年、監査等委員の任期を2年としております。監査等委員につきましては、法務・財務・会計・経営等に関する知見を有することや独立性が高いこと等を総合的に判断して選任し、3名のうち、2名を非常勤の社外取締役としております。

2. 監査等委員の監査および内部監査、会計監査の状況

監査等委員の監査は、社内取締役1名と社外取締役2名による監査制度を採用しており、監査等委員は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行い、中立的な立場から経営の監督機能を充実させており、業務執行取締役の職務執行を十分に監視できる体制としております。
また、内部監査室は、監査等委員と連携して各拠点、グループ企業を含めた業務・制度監査の充実に努めております。
会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え重要な会計事項については随時助言を求め法令順守に努めております。”

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社取締役会につきましては、各業界・専門知識を有する取締役の十分な議論に基づき、実効的な経営の意思決定を迅速に行っております。また、必要に応じて経営会議を適時開催することによって、きめ細かく業務執行を図るべく、経営機能の強化と実効性確保に努めております。
監査等委員会につきましては、社内取締役1名と社外取締役2名で構成されており、取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査等委員は、経営意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。会社の指揮命令系統から独立した観点から、取締役会の監督機能を充実させており、適正な会社運営を保持する役割を担っております。
これらのことから、当社は客観性、中立性を備えた経営の監視体制は十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
その他	2006年6月開催の定時株主総会より、当社の概要や決算内容を画像を用いて説明し、個人投資家にも理解していただきやすい総会を実施しております。 2012年6月開催の定時株主総会より開催場所を本社建物ホールに変更し、ショールームにて製品展示や説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信や事業報告書等の決算情報を中心に、TDnetでの開示情報や株式事務等、株主や投資家の利便性を考えて掲載しております。 http://www.mutoh-hd.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部で、IRに関する株主や投資家からのご質問やご相談に応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「国内外の法令、社会倫理を遵守し、良識ある企業活動を心がけ、グループ事業の価値の向上とMUTOHブランドの恒久的維持・拡大、更には社会の健全な発展に努める。」を経営理念として定め、MUTOH行動規範において定義しております。”

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令・定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するものとし、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針、監査等委員会規程その他の方針に基づき、取締役会の議決権行使、取締役の業務執行状況の監査および必要な調査を行う。
- (3) 取締役社長は、当社および子会社（以下「MUTOHグループ」という）が共有すべきルールや考え方の基礎となる「MUTOHグループ行動規範」を策定し、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- (4) 取締役社長は、MUTOHグループ役職員の重大な法令・定款・その他社内規程等の違反に関する調査・予防・是正・再発防止等必要な対策を講じるため、コンプライアンス委員会を設置しその活動を推進する。
- (5) 第三者機関を情報提供先とする内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、MUTOHグループ全体の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類などの取締役の職務の執行に必要な文書は、取締役全員が常時閲覧することができるよう、検索可能性の高い方法で保存・管理する。
- (2) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類その他関連資料については、法令および文書管理規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。
- (3) 取り扱う情報が企業秘密に該当する場合は、「機密情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に関して生じる様々なリスクに対処するため、「リスク管理基本規程」を策定し、MUTOHグループが一貫した方針の下、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) リスクは、その危険の程度に応じた適切な対応責任者を直ちに決定し、対策を講じる。そのリスクが経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、取締役社長直轄の対策本部を設置して対策を講じる。
- (3) 取締役および使用人は、担当職務に関するリスクの把握・洗い出しに努め、優先的に対応すべきリスク選定をした上で、適切な対策を講じる。
- (4) コンプライアンス委員会は、リスク管理基本規程、対策マニュアル等の整備に努め、MUTOHグループの周知・啓発を継続して実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款に基づき、取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、その委任者と権限の範囲を定め、迅速な経営執行を行う。
- (2) 取締役は、法令・定款・社内規程等に定める取締役会決議事項を除き、経営会議その他必要な構成員との検討を経てその職務を遂行する。
- (3) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行の効率性を確保するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

5. MUTOHグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) MUTOHグループ全体の事業シナジー効果を生み出すため、グループ横断的な情報交換・人事交流を積極的に推進し、連携強化に努める。
- (2) MUTOHグループにおける経営の健全性・業務の適正の確保のため必要な場合、子会社の事業運営に関する重要な決定について、当社の承認を必要とするほか、特に重要なものは当社の取締役会・経営会議の審議を行う。

6. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の実施する施策・巨額の物資購入等の実行には、稟議により各子会社ごとの決裁を行うと同時に、当社取締役に対する事前報告を行い、必要がある場合は当社の取締役会・経営会議等で承認した上で実行する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 子会社は、当社の定める「リスク管理基本規程」に準じてリスクの洗い出し・管理を行い、子会社特有のリスクが有る場合は、当社取締役社長またはコンプライアンス委員会に報告する。
- (2) 当社の主管部門は、子会社がその業務の適正または効率的な執行を阻害するリスクの洗い出し・ルール策定の指導および支援を行う。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、MUTOHグループ全体の中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
- (2) 当社は、子会社の事業計画等の重要事項について事前協議を要するものとし、必要に応じて当社取締役が子会社の取締役会に出席し意見を述べた上で決議することにより、MUTOHグループの統制を図りつつ子会社の職務執行の効率性を確保する。

9. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の取締役等に対し「MUTOHグループ行動規範」を遵守するよう継続的に周知・啓発を行う。
- (2) 子会社の施策・事業遂行において、検討段階で当社取締役が積極的に意見を述べることで、子会社の取締役等の業務の適正を確保する。
- (3) コンプライアンス・ホットラインの利用対象に子会社を含むことにより、子会社の取締役等の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

10. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制ならびに当該使用人等の取締役からの独立性および当該使用人等に対する支持の実効性の確保に関する体制

- (1) 監査等委員会が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について監査等委員会の意見を尊重し、十分協議した上で、補助使用人または補助機関等を設置する。
- (2) 補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動について、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- (3) 補助使用人は、監査等委員会より職務に関する指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、監査等委員である取締役以外の取締役の指示・命令を受けない。

11. MUTOHグループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1) MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法令または定款に違反する事項に加え、MUTOHグループに重大な影響を及ぼす事項ならびに内部監査の実施状況その他の事項を報告する。
- (2) MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告する。

(3)当社は、監査等委員会から子会社の取締役等に対し、その職務の執行状況その他に関する報告を求めがあったときは、子会社の取締役等に報告を行うよう指導する。

12. 監査等委員会へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、MUTOHグループの取締役および使用人が、監査等委員会に対し職務の執行状況その他に関する報告を行ったこと、コンプライアンス・ホットラインを利用したこと、その他監査等委員会の求めに応じて報告したことを理由として、一切不利な取り扱いを行わない。

13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加することができる。
- (2)重要な決裁書類等は、監査等委員の閲覧に供する。
- (3)監査等委員会の監査および監査等委員の職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効性と適切な提出を行うため内部統制システムの構築および改善に努める。
- (2)内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、内部統制の年間スケジュール・必要項目の洗い出し・関連帳票類の収集を行い、統制状況の業務プロセス等の継続的な記録および把握を通じて、内部統制システムの評価・改善を行う。
- (3)MUTOHグループの評価・改善結果は、定期的に取り締役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1)社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、その関係を断絶するため、会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- (2)反社会的勢力との関係断絶に係る主管部門を定め、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

Vその他

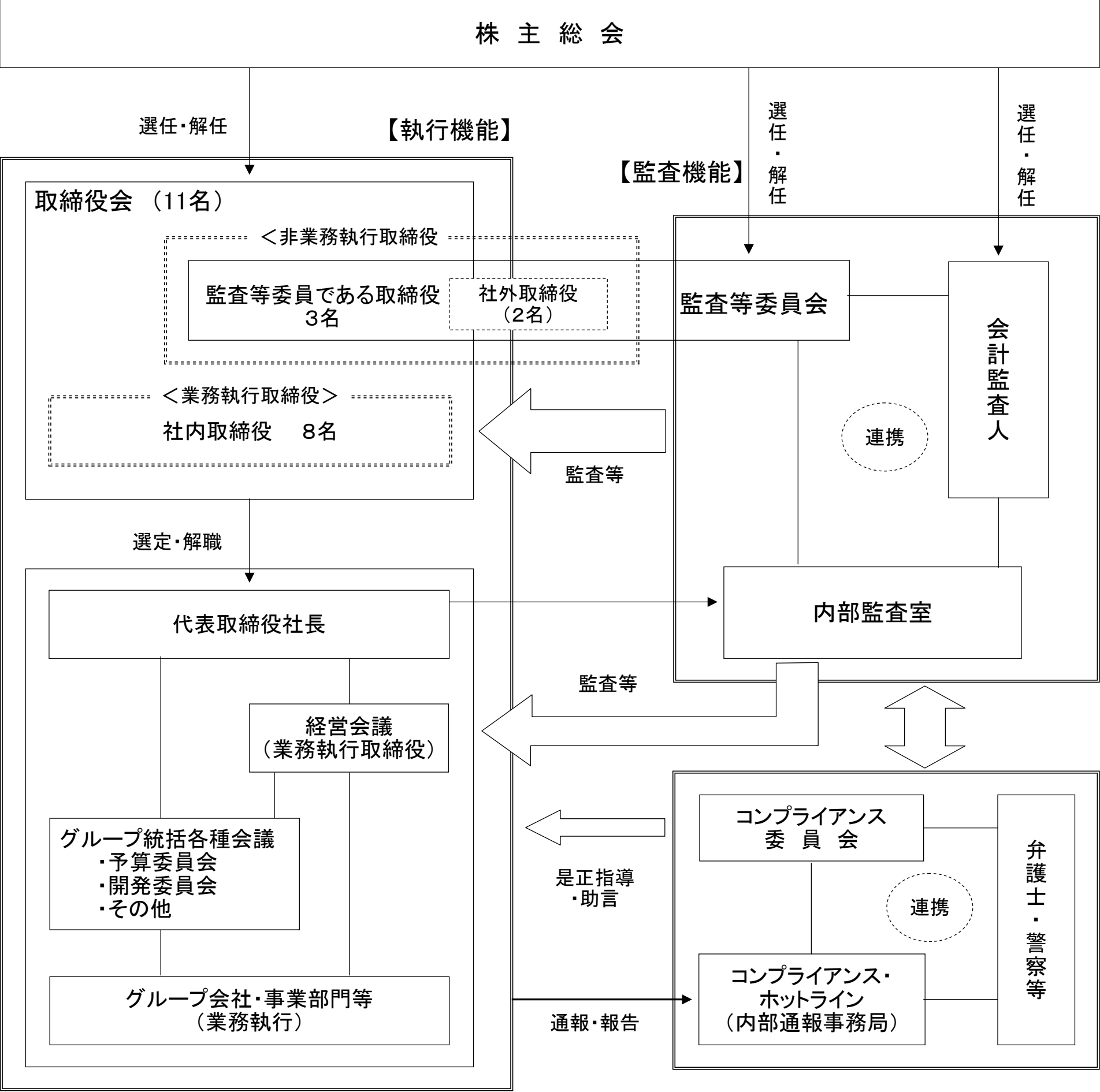
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】



【適時開示体制の概要：模式図】

情報の流れ  経営情報  決算情報  緊急情報  PR情報

